

下限面積(別段面積)の検討結果

令和3年3月の農業委員会総会で、許可要件の下限面積(別段面積)の修正の必要性を農地法第17条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討した結果、修正の必要なしと判断しました。

従って、苓北町の下限面積は、引き続き40アールとなります。